



第 37 回

会社のしくみ (3)

株式会社 of 機関

株式会社には、取締役、監査役、取締役会、株主総会などの機関を置く必要があります。機関設計は様々な選択肢があり、その概略について説明します。

- 1 取締役と株主総会は、すべての株式会社に必要なですが、監査役など他の機関は、必ずしも必要ではありません。
- 2 大会社には、会計監査人の設置が義務づけられておりますが、それ以外の会社は任意です。ここに、「大会社」とは、最終事業年度にかかる貸借対照表の資本金として計上した額が5億円以上または貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社です。
- 3 公開会社には、取締役会の設置が義務づけられていますが、非公開会社が設置するかどうか

は任意です。ここに、「非公開会社」とは、定款によりすべての株式の譲渡が制限されている(譲渡による取得について会社の承認が必要となる)会社を言います。「公開会社」はそれ以外の会社を言います。

4 機関の種類としては、株主総会の他に、取締役、取締役会、代表取締役、監査役、監査役会、会計監査人、委員会、執行役、会計参与があります。機関設計の選択肢は一覧表のとおりです(大会社以外の株式会社につき民事法研究会発行「実践企業法務入門」より)。

5 一番多いと思われる機関設計は、株主総会、取締役、取締役会、代表取締役、監査役、監査役会です。株主総会・株式会社の最高意思決定機関。取締役、監査役等の選・解任など会社の基本的事項を決議します。決算期ごとに開催される年一回の定時株主総会と、必要に応じて開催される臨時株主総会があります。取締役・株式会社の業務執行を行います。取締役会・3人以上の取締役に

よって構成され、代表取締役の選任など会社の重要業務について意思決定を行います。各取締役の職務執行を監督します。代表取締役・株式会社を代表して業務を執行します。

6 他の機関の説明をします。監査役・取締役の職務執行や会社の会計の監査をします。監査の範囲を会計に限定することができます。監査役会：3人以上の監査役うち半数以上は社外監査役で構成され、監査方針の決定や監査報告書の作成などを行います。

委員会・主に大会社において機動的な経営と実効的な監督を可能とするために設けられる機関で、指名委員会、監査委員会、報酬委員会があります。

会計監査人・主に大企業において計算書類等の監査を行う機関で、公認会計士又は監査法人のみが行うことができます。会計参与・会社法で新設された機関で、取締役と共同して計算書類の作成などを行います。公認会計士・監査法人または税理士・税理士法人に制限されます。すべての会社で設置可能です。

選択肢一覧表 (大会社以外の株式会社)

公開会社	取締役会+監査役
	取締役会+監査役+会計監査人
	取締役会+監査役会
	取締役会+監査役会+会計監査人
	取締役会+委員会+執行役+会計監査人
非公開会社	取締役+監査役+会計監査人
	取締役会+監査役+会計監査人
	取締役会+監査役会+会計監査人
	取締役会+委員会+執行役+会計監査人
	取締役
	取締役+監査役
	取締役会+監査役会
取締役会+会計参与	

※会計監査人の設置は任意。ただし、委員会設置会社を選択した場合、会計監査人の設置が強制

山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属



契約書 債権回収 労務問題など
企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

山下江 検索

予約電話受付 年中無休 7~24時
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09
◆相談料：30分 5,000円 ◆債務整理相談料無料
◆交通事故初回1時間相談料無料

広島最大級! 「親切な相談・適切な解決」をモットーに、機動力と総合力で企業トラブルを解決

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-0695 所長 山下江